

『天竜材ぬくもり空間創出事業』 補助制度

ご案内

「天竜材ぬくもり空間創出事業」は、FSC 認証材を使用する**非住宅建築物等の木造・木質化等**に対する助成事業です。

【お問い合わせ】

浜松市 産業部 林業振興課

住所：〒430-8652

浜松市中央区元城町 103-2 / 浜松市役所 6 階

TEL : 053-457-2159

FAX : 050-3606-6171

Mail : ringyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

『天竜材ぬくもり空間創出事業費補助金』

1 申請受付期間

- 4月1日～翌年3月10日

※申請は、提出先まで持参または郵送してください。

持参の場合、開庁日の8時30分～17時15分に限ります。

郵送の場合、申請受付期間内に届いたものに限ります。

※予算の範囲内において先着順で、予算が無くなり次第終了です。

※原則、補助対象部分の着手または木製家具・木製品の導入の21日前までに申請が必要です。

2 提出先

- 浜松市 産業部 林業振興課（浜松市中央区元城町 103-2／浜松市役所 6階）
Tel：053-457-2159

3 定義

- (1) 「FSC 認証材」とは…

浜松市の FSC 認証林から生産され、FSC 認証事業者[※]により製材・加工された天竜材

※FSC-COC 認証取得事業者のこと。浜松市内に事業所や営業所等を有している、または市内の木材協同組合に加盟している事業者であれば対象。

- (2) 「非住宅建築物等」とは…

- ・ 事務所
- ・ 店舗
- ・ 私立保育園、私立幼稚園、私立こども園、私立学校等の教育施設
- ・ 福祉施設、病院
- ・ 銀行、信用金庫
- ・ ホテル、ホール、ショールーム
- ・ その他非住宅建築物
- ・ 併用住宅（兼用住宅を除く。）の事業用部分
- ・ 共同住宅等の共用部分
- ・ 住宅及び非住宅建築物敷地内の外構に設置するウッドデッキ、木製フェンス等の工作物
- ・ その他市長が認めるもの（公の施設を除く）

- (3) 「木造・木質化等」とは…

上記(2)の構造、内装、外装または外構における FSC 認証材の使用及び FSC 認証事業者が納品する FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入

- (4) 「FSC 認証製品の木製家具・木製品」とは…

木質材料の使用量（m³）の8割以上が FSC 認証材、残りが管理木材で製作されたもので、床、壁等に固定されていないもの

※製作する事業者は、FSC 認証の家具や製品の製作が可能であるという認証が必要

4 補助対象者

非住宅建築物等の木造・木質化等を行う施主

※賃貸等の場合は、施工及びその後の財産管理について、当該建築物等の所有者の了解を得ていること

5 補助対象事業

補助対象となる事業は、以下の3種類です。

※当該補助金は、当該年度において同一建築物につき1申請しかできません。

※申請時には、次の(1)(2)(3)のいずれか1つを選択してください。

- (1) 非住宅建築物等の新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事
- (2) 特に天竜材の普及効果の高い非住宅建築物の新築・増改築・修繕・模様替え
- (3) 非住宅建築物への FSC 認証材製品の木製家具・木製品の導入

6 補助条件

共通の条件

- ア. 補助対象建築物は、常に使用している、または、事業終了後に使用する見込であること
- イ. 補助対象箇所の工事着手もしくは FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入が、原則当該年度の4月22日以降であり、それを証明する書類（工程表、補助対象の工期がわかる契約書、発注書等）を提出できること
- ウ. 補助対象箇所の施工完了予定もしくは FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入予定が、当該年度の3月31日までであり、それを証明する書類（工程表、補助対象の工期がわかる契約書、発注書等）を提出できること。また、3月31日までに実績報告書の提出が可能であること。
- エ. 施主は、補助対象建築物を PR の場（見学会等）としての提供や物件の情報発信など、市からの依頼に協力すること（施工中を含む）
- オ. 施主は、前年度の市税等を完納していること
- カ. その他、市長が必要とする事項について誠実に対応すること

(1) 非住宅建築物等の新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事

| | |
|------|---|
| 対象経費 | <p>○市内 FSC 認証事業者から購入した FSC 認証材の材料費</p> <p>○市内 FSC 認証事業者及び FSC の要求事項に基づいた FSC 認証事業者の管理マニュアルに記載される外部委託先が行う FSC 認証材の製材・加工費（市内での製材・加工費のみが対象）</p> <p>※FSC 認証事業者の管理マニュアルに記載される外部委託先が市外事業者であっても良いが、市内での製材・加工費のみが対象</p> <p>○木材運搬費（市内間の運搬費のみが対象）</p> <p>※現場施工費は除く</p> |
| 補助率 | <p>対象経費の 1 / 3 以内</p> <p>※補助金申請の段階で FSC 認証材の PR に効果的な啓発事業の提案があり、天竜材ぬくもり空間創出事業審査委員会が認める場合は予算の範囲内で対象経費の 1 / 2 以内（本ご案内 項目 8 参照）</p> <p>※補助上限：<u>500 万円</u></p> <p>※千円未満切り捨て</p> |
| 補助条件 | <p>I. 浜松市内で新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事を行う非住宅建築物等であること</p> <p>II. 上記 I の構造材・内装材・外装材に FSC 認証材を 20 m²以上または 5 m³以上使用すること</p> <p>III. 本事業に携わる製材事業者・加工事業者・流通事業者は FSC 事業者でなければならない（FSC の要求事項に基づいた FSC 事業者の管理マニュアルに記載される外部委託先はこの限りではない）</p> <p>※共通の条件も参照</p> |



(2) 特に天竜材の普及効果の高い非住宅建築物の新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事

| | |
|------|--|
| 対象経費 | <p>○市内 FSC 認証事業者から購入した FSC 認証材の材料費</p> <p>○市内 FSC 認証事業者及び FSC の要求事項に基づいた FSC 認証事業者の管理マニュアルに記載される外部委託先が行う FSC 認証材の製材・加工費（市内での製材・加工費のみが対象）</p> <p>※FSC 認証事業者の管理マニュアルに記載される外部委託先が市外事業者であっても良いが、市内での製材・加工費のみが対象</p> <p>○木材運搬費（市内間の運搬費のみが対象）</p> <p>※現場施工費は除く</p> |
| 補助率 | <p>対象経費の 1 / 3 以内</p> <p>※補助上限：1,000 万円</p> <p>※千円未満切り捨て</p> |
| 補助条件 | <p>I. 浜松市内で新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事を行う非住宅建築物であること</p> <p>II. 上記 I の構造材・内装材・外装材に FSC 認証材を 100 m²以上使用すること</p> <p>III. 本事業に携わる製材事業者・加工事業者・流通事業者は FSC 事業者でなければならない（FSC の要求事項に基づいた FSC 事業者の管理マニュアルに記載される外部委託先はこの限りではない）</p> <p>IV. 本事業に係る天竜材（FSC 認証材）において FSC プロジェクト認証を取得すること</p> <p>V. 効果的な P R を実施すること</p> <p>※共通の条件も参照</p> |



(3) 非住宅建築物への FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入

| | |
|------|---|
| 対象経費 | <p>○市内 FSC 認証事業者から購入した、1 基あたり 20 万円以上の FSC 認証製品の木製家具・木製品の購入費</p> <p>※複数基であっても常に一体で使用するものは 1 基と見なす ※FSC 認証事業者の管理マニュアルに記載される外部委託先（市外事業者を含む）による製材・加工の工程を含んでいても良い ※組立・設置費は対象 ※運搬費は対象外</p> |
| 補助率 | <p>対象経費の 1 / 3 以内</p> <p>※補助上限：<u>250 万円</u> ※千円未満切り捨て</p> |
| 補助条件 | <p>I. 浜松市内の非住宅建築物に FSC 認証製品の木製家具を導入 すること</p> <p>II. 木製家具・木製品の木質材料の 8 割以上を FSC 認証材とすること （残りの木質材料は管理木材であること）</p> <p>※共通の条件も参照</p> |

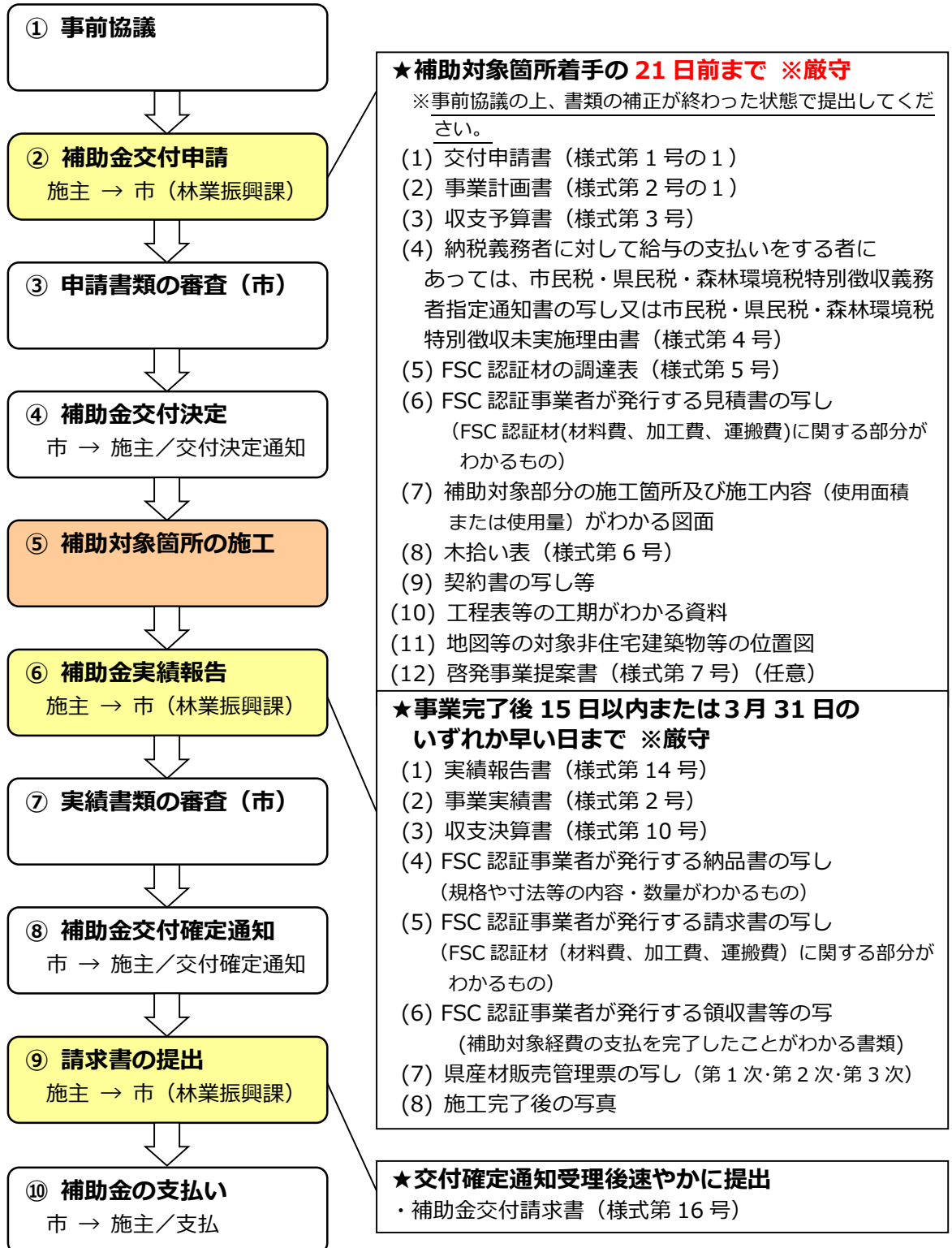
※予算の範囲を超えるときは、申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定します。
 この場合の補助金の額は、上記の補助金額と異なる場合があります。



7 申請方法について

(1) 非住宅建築物等の新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事

<フロー図>

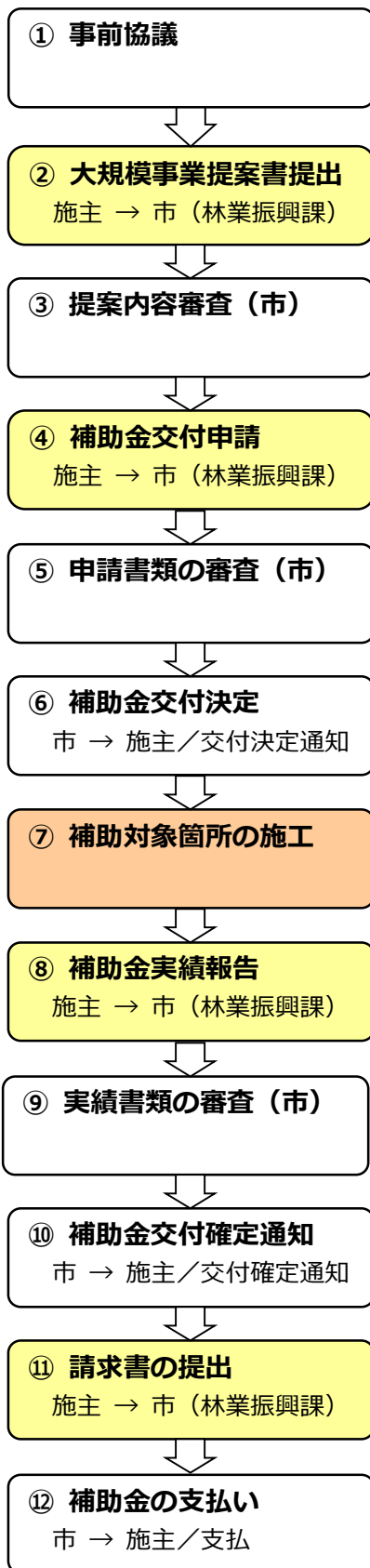


※上記の流れ以外にも、別に現地確認等を実施する場合があります。

※上記の流れ以外に、変更申請等が必要になる場合があります。

(2) 特に天竜材の普及効果の高い非住宅建築物の新築・増改築・修繕・
模様替え及び外構工事

<フロー図>



- ★前年度 8 月 31 日までに提出
・大規模事業提案書（様式第 18 号）等
- ★補助対象箇所着手の 21 日前まで ※厳守
※事前協議の上、書類の補正が終わった状態で提出してください。
- (1) 交付申請書（様式第 1 号の 2）
 - (2) 事業計画書（様式第 2 号の 1）
 - (3) 収支予算書（様式第 3 号）
 - (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（様式第 4 号）
 - (5) FSC 認証材の調達表（様式第 5 号）
 - (6) FSC 認証事業者が発行する見積書の写し（FSC 認証材（材料費、加工費、運搬費）に関する部分が見えるもの）
 - (7) 補助対象部分の施工箇所及び施工内容（使用面積または使用量）が見える図面
 - (8) 木拾い表（様式第 6 号）
 - (9) 契約書の写し等
 - (10) 工程表等の工期が見える資料
 - (11) 地図等の対象非住宅建築物の位置図
 - (12) 啓発事業提案書（様式第 7 号）
 - (13) プロジェクト認証取得に対する実施体制の見える資料（総会資料・マニュアルなど）

- ★事業完了後 15 日以内または 3 月 31 日のいずれか早い日まで ※厳守
- (1) 実績報告書（様式第 14 号）
 - (2) 事業実績書（様式第 2 号）
 - (3) 収支決算書（様式第 10 号）
 - (4) FSC 認証事業者が発行する納品書の写し（規格や寸法等の内容・数量が見えるもの）
 - (5) FSC 認証事業者が発行する請求書の写し（FSC 認証材（材料費、加工費、運搬費）に関する部分が見えるもの）
 - (6) FSC 認証事業者が発行する領収書等の写し（補助対象経費の支払を完了したことが見える書類）
 - (7) 県産材販売管理票の写し（第 1 次・第 2 次・第 3 次）
 - (8) 施工完了後の写真
 - (9) 審査機関が発行するプロジェクト認証に関する認定証等

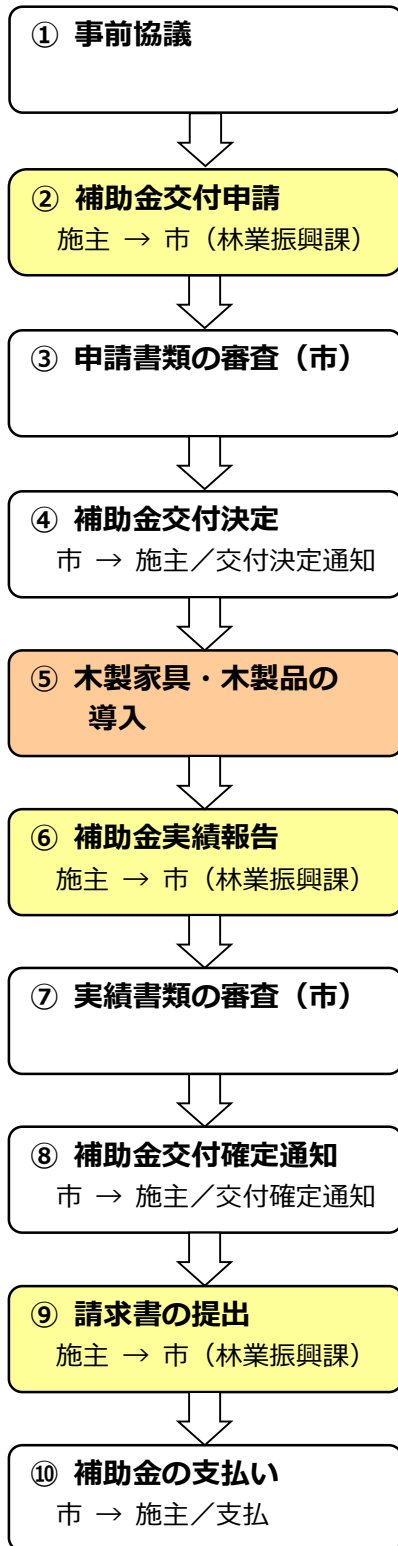
- ★交付確定通知受理後速やかに提出
・補助金交付請求書（様式第 16 号）

※上記の流れ以外にも、別に現地確認等を実施する場合があります。

※上記の流れ以外に、変更申請等が必要になる場合があります。

(3) 非住宅建築物への FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入

<フロー図>



★補助対象箇所着手の 21 日前まで ※厳守

※事前協議の上、書類の補正が終わった状態で提出してください。

- (1) 交付申請書 (様式第 1 号の 3)
- (2) 事業計画書 (様式第 2 号の 2)
- (3) 収支予算書 (様式第 3 号)
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書 (様式第 4 号)
- (5) FSC 認証材の調達表 (様式第 5 号)
- (6) FSC 認証事業者が発行する見積書の写し (木製家具の購入費がわかるもの)
- (7) 木製家具・木製品の配置図
- (8) 木製家具・木製品のカタログまたは設計図等の資料
- (9) 発注書等の導入する木製家具・木製品の発注日及び納期がわかる資料
- (10) 地図等の対象非住宅建築物の位置図

★事業完了後 15 日以内または 3 月 31 日のいずれか早い日まで ※厳守

- (1) 実績報告書 (様式第 14 号)
- (2) 事業実績書 (様式第 2 号)
- (3) 収支決算書 (様式第 10 号)
- (4) FSC 認証事業者が発行する納品書の写し (規格や寸法等の内容・数量がわかるもの)
- (5) FSC 認証事業者が発行する請求書の写し (木製家具・木製品の購入費がわかるもの)
- (6) FSC 認証事業者が発行する領収書等の写し (補助対象経費の支払を完了したことがわかる書類)
- (7) 県産材販売管理票の写 (第 1 次・第 2 次・第 3 次)
- (8) 施工完了後の写真

★交付確定通知受理後速やかに提出

- ・補助金交付請求書 (様式第 16 号)

※上記の流れ以外にも、別に現地確認等を実施する場合があります。

※上記の流れ以外に、変更申請等が必要になる場合があります。

8 天竜材ぬくもり空間創出事業審査委員会

「非住宅建築物等の新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事」の交付申請時において、FSC 認証材の PR に効果的な啓発事業を提案する場合、天竜材ぬくもり空間創出事業審査委員会が次の審査項目により内容を審査し、採択されれば補助率が 1/2 以内となる。

| | |
|------|--|
| 審査項目 | <input type="radio"/> 対象の非住宅建築物等の利用者数・利用者の種類 <input type="radio"/> FSC 認証材を効果的に PR できる意匠性の高い設計であるか <input type="radio"/> 施工後（施工中）に多くの人に FSC 認証材を PR できる提案があるか <input type="radio"/> その他、FSC 認証材の普及の取り組みの提案があるか <div style="text-align: right;">等</div> |
|------|--|

※採択数は総交付申請数の 2 割程度（約 2 割：補助率 1/2 以内、約 8 割：補助率 1/3 以内）

啓発事業の提案（申請）時期は下記表のとおり

| | | | | | | |
|------|--------------|--------------|--------------|----------------|---------------|--------------|
| 着手日 | 5/1～ 5/31 | 6/1～ 7/31 | 8/1～ 9/30 | 10/1～ 11/30 | 12/1～ 1/31 | 2/1～ 3/31 |
| 申請期限 | 4/10 | 5/10 | 7/10 | 9/10 | 11/10 | 1/10 |

※申請期限から 10 日以内に審査委員会開催